

平成29年度京都支部事業計画(案)

- ②新たに設置される京都府国民健康保険運営協議会への意見発信
- ③医療保険者協議会を通じ、他の保険者と連携・共同した意見発信

(3) 調査研究の推進等

本部から提供されるデータやツールを活用し、支部独自又は関係機関と連携して、レセプトや健診結果データを分析し、課題を抽出する。

- ①GIS（地理情報システム）を活用した分析を実施し、特定健診受診勧奨対策等へ活用
- ②連携協定締結先が実施する地域の医療費や生活習慣病リスク保有者にかかる分析への協力
- ③近畿ブロックデータ分析研究会による分析精度の向上
- ④地域別、業態別の医療費分析の実施

(4) 広報の推進

健康保険制度をはじめ、保健事業、医療費適正化対策事業等、保険者機能を発揮した協会の取り組みを加入者・事業主へ周知する。また、メディアを活用して、加入者のみならず、広く一般の方々への広報も実施する。

- ①広報誌による情報発信（健康保険きょうと 年12回、社会保険きょうと 年12回）
- ②任意継続・限度額適用認定申請等、加入者にとってメリットのある制度の認知度の向上を図る
 - ・タイムリーな制度周知を図り、スムーズな手続きを促進するための申請セットを作成
- ③資格喪失後受診防止のための広報強化
 - ・医療機関への加入者向け啓発ポスターの配布、専用チラシの作成
- ④法律改正、制度周知、保険料率等について、医師会・薬剤師会等、行政、関係団体の機関紙への記事掲載による効果的な広報を実施
- ⑤メールマガジンの登録者数の拡大、タイムリーな情報発信【29年度新規登録者数：本部目標件数】

(5) 健康保険委員の活動強化・委嘱拡大

協会と事業主・加入者との橋渡し役として、健康保険事業等に対する理解を深め、加入者からの相談や助言、健康宣言等健康保険事業の推進に協力いただく。委員委嘱数を増やす【29年度末目標：2,000人】

- ①広報誌の定期発行【京都だより年4回】、委員専用メールマガジン【毎月】
- ②年金委員との合同研修会【年2回】
- ③表彰の実施【年1回】
- ④健康経営等、セミナーの実施

2. 健康保険給付等

(1) サービス向上のための取組み

さまざまな機会を通じて加入者等の意見・苦情等を迅速かつ正確に把握し、業務にフィードバックするとともに、お客様サービスの改善と接遇の向上を推進する。

- ①「お客様意見箱」の継続設置とお客様満足度調査結果等を反映したサービス改善の実施【満足度調査…28年度実績を上回る】
- ②健康保険給付のサービススタンダードの管理の徹底と、受付から10営業日以内の着実な支払の実施【達成率・100%】
- ③任意継続制度の普及促進を図るため、「任意継続おてがる申請セット」を区役所等に設置、更なる設置場所の拡大を図る
- ④申請セット等を活用した各種申請手続きにかかる郵送化の促進【郵送化率目標90%】
- ⑤任意継続被保険者保険料の口座振替や前納の利用促進
- ⑥事務処理誤り未然防止対策の検討及び周知徹底【強化月間年2回】
- ⑦引き続き、高額療養費未申請者に対し申請内容を印字した申請書を送付し勧奨する

(2) 限度額適用認定証の利用促進

- ①保険医療機関等と連携し、窓口申請セットを配置するなど限度額適用認定証の利用促進
- ②事業主や健康保険委員等へ広報を実施

(3) 窓口サービスの展開

- ①郵送化進捗状況及び窓口利用状況を踏まえた日本年金機構内の協会窓口の見直し（京都南・京都西の2事務所）
- ②受付専用ボックスの設置等による待機時間の解消

(4) 被扶養者資格の再確認

日本年金機構と連携し、被扶養者の二重加入防止を徹底【被扶養者状況リスト提出率…前年度を上回る 目標 88%】

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

- ①多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月に15日以上)、3か月を超える長期継続受診の申請に対する加入者への文書照会の更なる強化及び必要に応じた施術者に対する文書照会の実施【目標 3部位以上かつ月に15日以上 800件/月】
- ②柔道整復施術にかかる適正受診の啓発と審査体制の強化
- ③支部間での情報共有化等の連携による不正受給防止の徹底

(6) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化

- ①傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬が83万円以上である申請、資格取得直後に申請されたものについて、重点的に審査を行う
- ②審査で疑義が生じたものは、保険給付プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断するとともに、必要に応じ事業所への立入検査の実施をするなど、不正請求を防止する
- ③事業主・加入者に対する適正な申請の促進・周知
- ④日本年金機構等との連携による傷病手当金と年金給付の支給調整等の適切な処理の実施

(7) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化の取組等

- ①資格喪失後の保険証未返納者に対して早期かつ計画的な返納催告による積極的な回収の実施【証回収率目標 99%】
- ②保険証回収率の低い事業所及び資格喪失後受診による返納金発生者の元在籍事業所に対する訪問による指導
- ③医療機関におけるオンライン資格確認業務について、実施医療機関における利用率向上を図る

(8) 効果的なレセプト点検の推進

- ①レセプト点検効果向上行動計画に基づいた効果的な施策の実施（内容点検）
 - ・レセプト自動点検・汎用任意抽出機能等のシステムを活用した効果的かつ効率的な点検業務の実施（レセプト約70万枚/月）
 - ・月次でレセプト点検員会議を開催し、点検効果の検証、自動点検システムの整備、点検項目・点検方法を検討
- ②点検員の点検技術の底上げを図り、点検効果額向上に繋げる（内容点検）
 - ・査定事例の共有化や研修の充実、勉強会等により点検員の点検技術向上を推進
 - ・点検員の個人別点検結果を月毎に周知し、モチベーションを向上させ、また、点検員の勤務成績に応じ、適正に評価
 - ・他支部のレセプト点検担当者との情報交換により点検技術を向上
- ③レセプト内容点検業務の一部外注化の実施（内容点検）
 - ・支部内のレセプト点検の充実と点検業者のノウハウを取得し活用、点検員のスキルアップによる効果額の向上を図る
- ④資格喪失後受診等によるレセプトの迅速な医療機関照会等の実施と返納措置の実施（資格点検）
 - ・資格データとレセプトデータの突合により、不突合が判明した場合は、速やかに医療機関へ返戻
 - ・資格喪失後受診については、資格点検後速やかに医療機関に照会を行い、レセプトの返戻又は医療費の返納措置を実施
- ⑤負傷原因照会の強化による第三者求償及び労災等への切り替えの徹底や損保会社等への折衝を強化（外傷点検）
 - ・レセプトの特記事項に「10. 第三」記載がある全件及び3,000点以上の外傷レセプトを対象とし、負傷原因照会を行う
 - ・業務上の疑いのあるものは、労災保険への切り替え、交通事故等第三者行為によるものは、第三者行為傷病届の案内を実施
 - ・第三者行為によるものは、速やかに損害賠償請求権を代位取得して、症状が固定次第、求償の交渉にあたる
- ⑥社会保険診療報酬支払基金と事務打合せの原則月1回開催の維持と内容の充実
 - ・レセプトの審査について、他支部の事例も参考に協議
- ⑦近畿厚生局へ不正疑義事例等の積極的な情報提供の実施
 - ・レセプト等で不正請求の疑義がある場合、速やかに対処するとともに厚生局に情報提供

(9) 積極的な債権管理回収業務の推進

- ①徴収チームによる効果的かつ効率的な返納金債権の早期回収の実施
 - ・ 初回催告から最終催告までの事務処理フローの確実な実施（最終催告 6 か月の維持）
 - ・ 最終催告後はその後 6 か月以内ごとに 1 回以上の文書催告の実施
 - ・ 保険者間調整を積極的に活用
- ②不誠実な債務者を対象に訴訟等の法的手続きによる債権回収を積極的に実施【目標件数 40 件以上】
- ③債権金額及び対応経過等に応じた文書、電話及び訪問等による催告を計画的に実施
- ④債権回収強化月間(10～11 月)による効果的かつ効率的な債権回収の実施
 - ・ 前年度までに最終催告を行い、納付がない者について、再分類を行ったうえで、個別催告を実施
- ⑤損害賠償金債権について、納付期限を経過したものは、速やかに損害保険会社等に折衝を図り、確実な回収に努める
- ⑥個人求償案件については、加害者あて適正に求償を実施する
- ⑦債権発生防止及び債権回収に結び付けるために関係グループ・チームとの連携を強化し、横断的な取組を推進

3. 保健事業

(1) データに基づいた保健事業の推進

- 上位目標：①24 年度比で健診リスク保有率 6 項目について減少させる
- ②被扶養者の特定健診受診率を平成 29 年度末に 39%とする
- 下位目標：①被保険者の健診リスクを引き下げるため、事業主及び事業所担当者への健康経営に向けた取り組みの推進を働きかける
- ②被扶養者に対しては受診券直送時の訴求力を高めるとともに、事業所（主）からの働きかけを行う
 - ③CKD（慢性腎臓病）重症化予防の取組みを拡大する

(2) 特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進【目標実施率 65%】

- 被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：306,995 人）
 - ・ 生活習慣病予防健診 実施率 66.9%（実施見込者数：205,380 人）
 - ・ 事業者健診データ 取得率 7.0%（取得見込者数：21,490 人）

○被扶養者（受診対象者数：103,923人）

・特定健康診査 実施率 39%（実施見込者数：40,530人）

○健診の受診勧奨対策

・大規模事業所への訪問による健康経営推進と合わせた受診勧奨及び事業者健診データの提供勧奨

・健診機関との連携による地域単位での受診勧奨

・GISを活用した集団健診の実施

・事業所規模に応じた文書、電話等による受診勧奨及び事業者健診データの提供勧奨

・被扶養者集団健診とがん検診、オプション健診の同時実施拡大

(3) 特定保健指導の推進【目標実施率 10%】

○被保険者（受診対象者数：43,105人）

・特定保健指導 実施率 10.3%（実施見込者数：4,440人）

（内訳）協会保健師実施分 6.7%（実施見込者数：2,888人）

アウトソーシング分 3.6%（実施見込者数：1,552人）

○被扶養者（受診対象者数：2,715人）

・特定保健指導 実施率 5.0%（実施見込者数：135人）

○保健指導の受診勧奨対策

・大規模事業所への訪問による健康経営推進と合わせた受診勧奨

・GISを活用した集団特定保健指導の実施

・外部専門機関を活用した受診勧奨及び特定保健指導の拡大

(4) 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組（コラボヘルス）

①「京(きょう)から取り組む健康事業所宣言」による健康宣言事業所の拡大(目標 300社)

・健康宣言事業所に対して、血管年齢測定機等の貸出、啓発ポスター及びリーフレットの配布等の各種サポート事業を実施

・地元金融機関との業務連携による健康宣言事業所に対する金融インセンティブ付与

②出前健康講座の実施

③健康経営セミナーの開催

(5) 重症化予防対策の実施

○二次勧奨実施予定人数 1,000人

○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業実施予定人数 20人

(6) 各種業務の展開

①健康づくり推進協議会での意見聴取(年2回)

4. 組織運営及び業務改革

(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革

協会の理念の実現に向けて、新人事制度を適切に運用し、支部の体制強化を図る。また、コンプライアンス、リスク管理を徹底し、健全な支部運営を実施する。

①組織運営体制の強化

事業計画、組織目標をより浸透させるため、方針発表会を実施し、上位から下位への目標連鎖をより強化【年2回】

②実績や能力本位の人事の推進

組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて、目標達成できる仕組みとした人事評価制度を適切に運用し、その評価を適正に処遇に反映することにより、実績や能力本位の人事を推進

③協会の理念を實踐できる組織風土・文化の醸成

新人事制度の運用を通じて、人材育成を行い、加入者本位、主体性と実効性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化を醸成

④コンプライアンス、個人情報保護等の徹底

啓発や研修により、コンプライアンス、個人情報保護や情報セキュリティにかかる各種規程の遵守を徹底。また、アクセス権限の適切な付与を行い、パスワード等の適切な管理を徹底

⑤リスク管理

事務処理誤り、災害発生時の対策等、各種リスク管理体制に基づき、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検、検証を行い、啓発や研修、訓練を実施

(2) 人材育成の推進

協会を支える人材の育成と能力の開発。

- ①役割定義を踏まえた個人目標の設定（実績評価シート）
- ②新入職員育成支部を標榜し、新規採用者の育成に積極的な取り組みを実施
- ③支部独自研修や本部研修への参加により、支部職員の資質を向上
- ④他支部と共同した研修の実施
- ⑤個人目標（実績評価シート）における目標達成に向けての創意工夫をクロスミーティングで情報共有し、創造的業務を拡大

(3) 業務改革・改善の推進

日々、改善の視点をもって業務にあたり、業務改革や改善につなげる。また、事業効果が高く、効率的な新規事業の企画立案を実施する。

- ①本部や、近畿ブロック業務改革会議における業務改善提案
- ②全国展開を前提とした本部パイロット事業への応募

(4) 経費の節減等の推進

サービスの水準を保ちつつ、適切な経費の運用と削減を行う。

- ①調達審査委員会による調達コスト削減等の適切な調達の実施及び、調達結果の公表による透明性の確保
- ②消耗品の削減（前年比減）、節電（前年比減）
- ③その他の経費の削減